

arrowheadのリニューアルに伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 業務規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表 | 3 |
| 3. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表 | 4 |

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(呼値)	(呼値)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。） 次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。 a (略) b T O P I X 1 0 0 (当取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から当取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものという。)を構成する株券（発行日決済取引に係るもの及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。) 1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超える3,000円以下の場合は50銭、3,000円を超える1万円以下の場合は1円、1万円を超える3万円以下の場合は5円、3万円を超える10万円以下の場合は10円、10万円を超える30万円以下の場合は50円、30万円を超える100万円以下の場合は100円、	3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。） 次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。 a (略) b T O P I X 1 0 0 (当取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から当取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものという。)を構成する株券（発行日決済取引に係るもの及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。) 1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超える5,000円以下の場合は50銭、5,000円を超える1万円以下の場合は1円、1万円を超える5万円以下の場合は5円、5万円を超える10万円以下の場合は10円、10万円を超える50万円以下の場合は50円、50万円を超える100万円以下の場合は100円、

100万円を超える300万円以下の場合は500円、300万円を超える1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超える3,000万円以下の場合は5,000円、3,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

100万円を超える500万円以下の場合は500円、500万円を超える1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超える5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成27年9月24日以後の当取引所が定める日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(連続約定気配の表示) 第11条 当取引所は、急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。	(連続約定気配の表示) 第11条 当取引所は、 <u>一の呼値による</u> 急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)
付 則	
<p>1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成27年9月24日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表第4</p> <p>売買システム施設利用料の額</p> <p>1 売買システム施設利用料の額（月額）は、次の各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 株券等の売買（売買立会による売買に限る。）</p> <p>各取引参加者が当該取引に利用する売買システム施設について、次の a から c までに掲げる売買システム施設の種類に応じて、当該 a から c までに定める額とする。</p> <p>a システム間接続仮想サーバ（注文用）</p> <p>次の (a) から (c) までに掲げるサーバの種類ごとに、<u>当該 (a) から (c) までに定める額</u>とする。</p> <p>(a) 秒間の最大受付件数を 5 件とするサーバ <u>4 サーバまで 0 円、4 サーバを超える部分につき 1 サーバ当たり 4 千円として算出した額</u></p> <p>(b) 秒間の最大受付件数を <u>60</u> 件とするサーバ <u>2 サーバまで 0 円、2 サーバを超える部分につき 1 サーバ当たり 30 千円として算出した額</u></p> <p>(c) 秒間の最大受付件数を <u>200</u> 件とするサーバ <u>1 サーバ当たり 90 千円として算出した額</u></p> <p>b・c (略)</p>	<p>別表第4</p> <p>売買システム施設利用料の額</p> <p>1 売買システム施設利用料の額（月額）は、次の各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 株券等の売買（売買立会による売買に限る。）</p> <p>各取引参加者が当該取引に利用する売買システム施設について、次の a から c までに掲げる売買システム施設の種類に応じて、当該 a から c までに定める額とする。</p> <p>a システム間接続仮想サーバ（注文用）</p> <p>次の (a) から (c) までに掲げるサーバの種類ごとに、<u>2 サーバまで 0 円とし、2 サーバを超える部分は、当該超える部分に当該 (a) から (c) までに定める額を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>(a) 秒間の最大受付件数を 5 件とするサーバ <u>4 千円</u></p> <p>(b) 秒間の最大受付件数を <u>20</u> 件とするサーバ <u>12 千円</u></p> <p>(c) 秒間の最大受付件数を <u>60</u> 件とするサーバ <u>30 千円</u></p> <p>b・c (略)</p>

(2) (略)
2・3 (略)

(2) (略)
2・3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行し、平成27年10月20日に納入される取引参加料金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当取引所が認める場合の適用については、当取引所が別に定めるところによる。